令和８年３月 19 日

■指名停止措置の概要

対　象　業　者	住　　　　所：沖縄県名護市字親川105番地１ 商号又は名称：株式会社　武国建設 代 表 者 氏 名：代表取締役　金城　秀樹
指 名 停 止 期 間	決定の日から１か月間 （令和８年３月19日から令和８年４月18日まで）
事件・事案の概要	株式会社武国建設が受注した「名護市ストックヤード整備工事（その１）」において、令和７年11月20日（木）９時31分頃、作業員が準備工（巻上げ防止柵）の設置のため斜面にてチェンソーで立木の伐倒作業を実施した際、倒木した木が首に直撃し、負傷する事故が発生した。
根 拠 及 び 理 由	上記のことが名護市指名停止等事務処理要綱別表第１第７号（安全管理措置の不適切により生じた工事等関係者の事故）に該当する。
指名停止の対象範囲	名護市の発注する工事等の全て（下請け含む）。

名護市指名停止等事務処理要綱別表第１　事故等に基づく措置基準

措置要件	停止期間
（安全管理措置の不適切により生じた工事等関係者の事故） ７　工事等の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事等関係者に死亡者又は負傷者を生じさせたと認められるとき。	当該認定をした日から２週間以上４月以内